

四半期報告書

(第64期第2四半期)

自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	
1 事業等のリスク	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 提出会社の状況	
1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	13
(4) ライツプランの内容	13
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(6) 大株主の状況	14
(7) 議決権の状況	15
2 役員の状況	15
第4 経理の状況	16
1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	17
(2) 四半期連結損益計算書	19
(3) 四半期連結包括損益計算書	21
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22
2 その他	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39
 [四半期レビュー報告書]	 巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第64期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚本 能交
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都（075）682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 中村 友紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第2四半期 連結累計期間	第64期 第2四半期 連結累計期間	第63期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（百万円） （第2四半期連結会計期間）	85,884 (44,895)	87,819 (45,974)	165,726
営業利益（百万円）	6,153	8,121	4,255
当社株主に帰属する四半期（当期） 純利益（百万円） （第2四半期連結会計期間）	2,782 (1,718)	4,626 (2,290)	2,615
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△697	4,717	△1,469
株主資本（百万円）	168,344	168,821	166,967
総資産額（百万円）	218,503	218,208	215,345
1株当たり当社株主に帰属する 四半期（当期）純利益（円） （第2四半期連結会計期間）	19.70 (12.16)	32.84 (16.26)	18.53
潜在株式調整後1株当たり当社株 主に帰属する四半期（当期）純利 益（円）	19.68	32.81	18.51
株主資本比率（%）	77.0	77.4	77.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,543	4,650	10,054
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,103	△1,611	△1,546
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,604	△2,604	△4,899
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	23,798	27,319	26,981

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く環境は、電力供給の制約や原子力災害の影響、為替レートや株価の変動など、景気の下振れリスクを含んで推移したものの、東日本大震災による景気の低迷から持ち直しの動きが見られました。

衣料品業界におきましては、消費者に節電意識が浸透するなか、クールビズ関連衣料は活況となりましたが、それ以外のファッション商品の販売は依然として厳しい状況が続きました。

このような経営環境のなか、当社グループは3ヶ年中期経営計画の2年目に入り、主力事業会社である㈱ワコールを中心に、国内事業の構造改革による収益力向上と中国を中心とする海外事業の積極的な展開による成長力強化に取り組みました。

これらの結果、当社グループの当第2四半期連結累計期間の連結業績は、主に㈱ワコールや中国事業において売上が前年同期を上回ったことなどにより、全体の売上高は前年同期を上回りました。営業利益は、㈱ワコールにおいてコスト削減や経費の圧縮に努めたことや、国内子会社の収益性が改善したことなどにより、前年同期を上回りました。

・売上高	878億19百万円	(前年同期比 2.3%増)
・営業利益	81億21百万円	(前年同期比 32.0%増)
・税引前四半期純利益	80億45百万円	(前年同期比 50.9%増)
・当社株主に帰属する四半期純利益	46億26百万円	(前年同期比 66.3%増)

オペレーティング・セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

① ワコール事業（国内）

㈱ワコールのワコールブランド事業本部につきましては、ワコール人間科学研究所の研究成果「からだのエイジング（加齢による体型変化）」を平成22年4月に発表して以降、「自分のからだに合った下着を着用する」という啓発活動が消費者に効果的に訴求できたことにより、基幹商品であるブラジャーが春夏のキャンペーン商品を中心に総じて順調に推移しました。またバストに続き、おなか・ヒップの加齢変化の発表を受けて投入した新製品や新機能ボトムスタイルサイエンス商品が好調に推移し、これまで低迷していたボトム商品は回復基調へと転じました。一方、季節商品の肌着については、前年を下回りましたが、ブラジャーやボトム商品が牽引したことにより、ワコールブランド事業本部全体の売上は前年同期を上回りました。

ウイングブランド事業本部につきましては、ワコールブランド同様、ブラジャーやボトム商品が堅調に推移しましたが、肌着は他社商品の影響を受けたことなどにより、前年同期を下回りました。メンズインナーはクールビズ商品が好調に推移しましたが、スタイルサイエンス商品が苦戦したこともあり、前年を下回りました。これらの結果、ウイングブランド事業本部全体の売上は、前年同期並みとなりました。

今期よりボリュームゾーンでのシェア拡大に向けて組織改編を実施した小売事業本部（旧SPA事業部）につきましては、主に直営店「AMPHI（アンフィ）」において、ブランド認知度向上に伴う入店客数の増加や客単価の上昇により、売上を伸ばしました。また、アウトレットモールで展開する「ワコールファクトリーストア」は、一部で震災による店舗の被害があったものの全体としては好調に推移し、小売事業本部全体の売上は前年同期を上回りました。

ウエルネス事業部につきましては、スポーツコンディショニングウェア「CW-X（シーダブリューエックス）」ブランドのスポーツ用タイツやブラジャーが好調に推移し、機能性を重視したビジネスパンプスも売上を伸ばしましたが、震災でテレビ通販の売上が減少したことが影響し、ウエルネス事業部全体の売上は前年同期を下回りました。

通信販売事業部につきましては、カタログ販売が順調に推移したことや、インターネット販売も伸長したことにより、全体の売上は前年同期を上回りました。

このように、主力事業であるワコールブランドやウイングブランドが堅調に推移したことに加え、小売事業が拡大したことなどにより、㈱ワコール全体の売上は前年同期を上回りました。また、利益面につきましては、売上の増加に加え、前期より取り組みを開始した構造改革による売上利益率の改善が奏功し、営業利益は前年同期を上回りました。

・売上高	597億61百万円	(前年同期比 3.1%増)
・営業利益	61億69百万円	(前年同期比 22.6%増)

② ワコール事業（海外）

海外事業（平成23年1月～6月）につきましては、米国事業は個人消費の伸びが低下傾向にある中、主力販売チャネルである百貨店でのシェア向上と商品展開の強化、さらに周辺国やインターネット販売での売上拡大に積極的に取り組みました。売上面では、値頃感のあるブラジャーや補整機能のあるボトム商品が牽引したことや、平成22年8月より開始したインターネット販売が計画を上回る伸びとなったことで、現地通貨ベースでは前年同期を上回ったものの、為替変動の影響により前年同期を下回りました。一方、利益面では原価低減に伴う売上利益率の改善によって、営業利益は前年同期を上回りました。なお、当第2四半期連結累計期間における米ドルの平均為替換算レートは81円（前年同期90円）となっております。

中国事業につきましては、個人消費の伸びはやや鈍化しつつあるものの堅調に推移しており、前期に引き続き商品力の強化と内陸部を中心とした店舗展開に取り組みました。売上については、政府の不当表示規制に関する行政指導の影響で、主力販売チャネルである百貨店への入店客数が急激に落ち込んだこともあり、前年同期は上回ったものの、伸びは鈍化しました。利益面では出店拡大に伴い販管費が増加したこともあり、営業利益は前年同期を下回りました。

・売上高	111億63百万円	(前年同期比 5.6%増)
・営業利益	11億50百万円	(前年同期比 1.6%減)

③ ピーチ・ジョン事業

㈱ピーチ・ジョン（平成23年3月～8月）につきましては、通信販売は主力の春号下着カタログが震災による受注停止の影響を受けましたが、販売スケジュール変更に伴うカタログ発行時期の見直しが奏功したことや、新製品のTVCMも話題となり、売上は前年同期を上回りました。国内直営店は震災の影響に加え、前年に比べて店舗数が減少したものの、品揃えの改善やキャンペーン効果により入店客数や客単価が上昇し、既存店が堅調に推移したことで売上は前年同期並みに回復しました。海外直営店は中国で展開している7店舗はやや苦戦しましたが、香港に出店している2店舗は好調に推移しました。これらの結果、ピーチ・ジョン事業全体の売上は、前年同期を上回りました。

利益面では、広告媒体の見直しなど効率化に取り組んだことや、前期に実施した事業所統廃合による人件費や固定費の削減、在庫の適正化などにより国内事業の収益改善が着実に進み、ピーチ・ジョン事業全体では黒字となりました。

・売上高	62億4百万円	(前年同期比 2.0%増)
・営業利益	1億71百万円	(前年同期は営業損失 2億65百万円)

④ その他

㈱ルシアンにつきましては、主力のインナーウェアを展開するインナー事業部は、大手得意先との共同開発商品の展開が拡大したことなどにより、好調に推移しました。一方、アウターウェアを展開するアパレル事業部は、不採算商品の縮小などの影響もあり、前年を下回りました。これらの結果、ルシアン全体の売上は前年同期並みとなりましたが、利益面については収益性が改善されたことにより、営業利益は前年同期を上回りました。

マネキンの製造販売やレンタル、商業施設の設計や施工を行う㈱七彩につきましては、物販が好調に推移しましたが、前期の百貨店の売場改装工事が一巡したことに加えて、震災による取引先の投資抑制やイベント中止の影響で短期のマネキンレンタルが苦戦し、売上は前年同期を下回りました。営業利益は、経費の見直しを徹底したことで前年同期を上回りました。

・売上高	106億91百万円	(前年同期比 5.3%減)
・営業利益	6億31百万円	(前年同期比 190.8%増)

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比して3億38百万円増加し、273億19百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、四半期純利益47億5百万円に減価償却費や繰延税金などによる調整を加えた金額に対して、資産及び負債の増減などによる調整を行った結果、46億50百万円の収入（前年同期に比し8億93百万円の収入減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還収入などがあつたものの、有価証券や有形固定資産の取得などにより、16億11百万円の支出（前年同期に比し4億92百万円の支出減）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、26億4百万円の支出（前年同期に比し10億円の支出減）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた対処すべき課題はありません。

なお、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、四半期報告書提出日（平成23年11月14日）において以下のように定めております。

イ 基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらふ」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ”ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

ロ 取組みの具体的な内容

- ・ 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

当社は、平成19年1月に「中期経営計画'07~09」を策定し、この経営計画の下、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

また、さらなる企業価値の向上に向けた中長期戦略を実行するための企業活性化プロジェクト「CAP21」を推進し、持株会社体制への移行、㈱ピーチ・ジョン及び㈱ルシアンの子会社化並びにインナーウェア卸事業以外の領域での事業拡大等を推進してきました。

当社は、今後も引き続き、上記イ記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらおう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げるべく、平成22年3月に策定した「中期経営計画'10~12」の下、(i)グループ各社が連携し、各社の強みを発揮することにより、ワコールグループとしての総合力を高めること、(ii)グループ全体の収益額の確保とその拡大のため、国内インナーウェア卸事業を中心とした構造改革に取り組むとともに、成長分野である海外事業の拡大、また、インナーウェア卸事業以外の事業領域の拡大を加速すること、(iii)グループとしての経営体制を強化すること、(iv)CSRの遂行（コンプライアンスの徹底、IR活動、社会貢献活動等）の4項目を柱として、企業価値の向上に向けた事業運営に取り組んでいきます。

（コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み）

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、コーポレートガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおり機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、現在、取締役8名で構成され、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役8名のうち、3名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

当社グループの中核事業会社である㈱ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である㈱ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っております。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「情報開示委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

- ・ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策を決定しこれを導入しました。これらはいずれもその有効期間が約3年間の経過をもって満了したので、当社は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、所要の変更を加えた上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本買収防衛

策基本方針」といいます。)の内容を決定するための議案のご承認をいただき、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定しこれを更新しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案(以下「買付等」といいます。)が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案(もしあれば)等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者(以下「非適格者」といいます。)による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成21年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆様には、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります(ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。)

ハ 上記ロの取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記ロ記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記イ記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費の金額は、4億11百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	143,378,085	143,378,085	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 (注)	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は1,000株であ ります。
計	143,378,085	143,378,085	—	—

(注) 米国ではADRによりNASDAQ市場で取引されています。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期連結会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第7回新株予約権

決議年月日	平成23年7月29日
新株予約権の数 (個)	48 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	48,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月2日 至 平成43年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額 (円)	発行価格 879 資本組入額 440
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) 又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコーの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成42年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年9月2日から平成43年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

②第8回新株予約権

決議年月日	平成23年7月29日
新株予約権の数（個）	21 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月2日 至 平成43年9月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 879 資本組入額 440
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権を行使することができる期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
 - ①新株予約権者が平成42年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成42年9月2日から平成43年9月1日
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
 - (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	143,378	—	13,260	—	29,294

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAY STREET, 22ND FLOOR, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	16,258	11.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	6,990	4.87
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	6,796	4.73
野口 美佳	神奈川県三浦郡葉山町	6,701	4.67
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5-12	5,352	3.73
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	4,705	3.28
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	3,912	2.72
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	3,646	2.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,050	2.12
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,989	2.08
計	—————	60,401	42.12

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,526,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 139,833,000	139,833	同上
単元未満株式	普通株式 1,019,085	—	同上
発行済株式総数	143,378,085	—	—
総株主の議決権	—	139,833	—

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	2,526,000	—	2,526,000	1.76
計	—	2,526,000	—	2,526,000	1.76

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員 の 異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第95条の規定により、米国において一般に認められている会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び現金同等物		26,981		27,319	
2 定期預金		698		210	
3 有価証券	(注記2-A, K, L)	4,819		4,949	
4 売掛債権		20,871		24,032	
5 返品調整引当金及び貸倒引当金		△1,549		△1,675	
6 たな卸資産	(注記2-B)	30,956		31,842	
7 繰延税金資産		5,134		4,573	
8 その他の流動資産	(注記2-K, L)	2,586		3,221	
流動資産合計		90,496	42.0	94,471	43.3
II 有形固定資産					
1 土地	(注記2-E)	21,774		21,646	
2 建物及び構築物	(注記2-E)	60,322		59,887	
3 機械装置・車両運搬具及び工具器具備品		14,023		13,978	
4 建設仮勘定		93		189	
		96,212		95,700	
5 減価償却累計額		△46,467		△46,766	
有形固定資産合計		49,745	23.1	48,934	22.4
III その他の資産					
1 関連会社投資	(注記2-C)	14,702		15,055	
2 投資	(注記2-A, K, L)	32,672		32,217	
3 のれん	(注記2-D)	10,367		10,367	
4 その他の無形固定資産	(注記2-D)	10,325		9,927	
5 前払年金費用		158		736	
6 繰延税金資産		879		831	
7 その他		6,001		5,670	
その他の資産合計		75,104	34.9	74,803	34.3
資産合計		215,345	100.0	218,208	100.0

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 短期借入金	(注記2-E)		6,117	6,408	
2 買掛債務					
支払手形		1,623		1,542	
買掛金		10,507		10,273	
未払金		5,700	17,830	4,781	16,596
3 未払給料及び賞与			6,201	6,112	
4 未払税金			1,870	2,998	
5 その他の流動負債	(注記2-K, L)		2,405	2,867	
流動負債合計			34,423	34,981	16.1
II 固定負債					
1 退職給付引当金			2,200	2,133	
2 繰延税金負債			7,441	7,919	
3 その他の固定負債	(注記2-E, K)		2,414	2,429	
固定負債合計			12,055	12,481	5.7
負債合計			46,478	47,462	21.8
契約債務及び偶発債務	(注記2-E)				
(資本の部)					
I 資本金			13,260	13,260	
会社が発行する株式の総数 (普通株式)					
平成23年3月31日現在					
500,000,000株					
平成23年9月30日現在					
500,000,000株					
発行済株式総数					
平成23年3月31日現在					
143,378,085株					
平成23年9月30日現在					
143,378,085株					
II 資本剰余金	(注記2-I)		29,401	29,423	
III 利益剰余金			136,946	138,755	
IV その他の包括損益累計額					
為替換算調整勘定		△10,344		△10,241	
未実現有価証券評価益		2,596		2,361	
年金債務調整勘定		△2,002	△9,750	△1,851	△9,731
V 自己株式			△2,890	△2,886	
自己株式の数(普通株式)					
平成23年3月31日現在					
2,529,607株					
平成23年9月30日現在					
2,526,430株					
株主資本合計	(注記2-G)		166,967	168,821	77.4
VI 非支配持分	(注記2-G)		1,900	1,925	0.8
資本合計			168,867	170,746	78.2
負債及び資本合計			215,345	218,208	100.0

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
I 売上高			85,884	100.0		87,819	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2-F, H)	41,638				41,679	
販売費及び一般管理費	(注記2-F, H, I)	38,238				37,981	
有形固定資産除売却損益 (純額)		△145	79,731	92.8	38	79,698	90.8
営業利益			6,153	7.2		8,121	9.2
III その他の収益・費用(△)							
受取利息		46				49	
支払利息		△55				△48	
受取配当金		361				437	
有価証券・投資有価証券 売却及び交換損益(純額)	(注記2-A)	5				43	
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記2-A)	△1,047				△329	
その他の損益(純額)	(注記2-L)	△131	△821	△1.0	△228	△76	△0.0
税引前四半期純利益			5,332	6.2		8,045	9.2
法人税等			2,906	3.4		4,006	4.6
持分法による投資損益及び 非支配持分帰属損益調整前 四半期純利益			2,426	2.8		4,039	4.6
持分法による投資損益	(注記2-C)		440	0.5		666	0.8
四半期純利益			2,866	3.3		4,705	5.4
非支配持分帰属利益			△84	△0.1		△79	△0.1
当社株主に帰属する 四半期純利益			2,782	3.2		4,626	5.3
普通株式1株当たり情報	(注記2-J)						
当社株主に帰属する四半期純利益 基本的			19.70円			32.84円	
潜在株式調整後			19.68円			32.81円	

【第2四半期連結会計期間】

区分	注記番号	前第2四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)			
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)		
I 売上高			44,895	100.0		45,974	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2-F, H)	22,119				22,200	
販売費及び一般管理費	(注記2-F, H, I)	19,142				19,187	
有形固定資産除売却損益 (純額)		△18	41,243	91.9	△13	41,374	90.0
営業利益			3,652	8.1		4,600	10.0
III その他の収益・費用(△)							
受取利息		23			25		
支払利息		△26			△27		
受取配当金		10			11		
有価証券・投資有価証券 売却及び交換損益(純額)	(注記2-A)	5			3		
有価証券・投資有価証券 評価損	(注記2-A)	△87			△279		
その他の損益(純額)	(注記2-L)	△139	△214	△0.4	△247	△514	△1.1
税引前四半期純利益			3,438	7.7		4,086	8.9
法人税等			1,874	4.2		2,032	4.4
持分法による投資損益及び 非支配持分帰属損益調整前 四半期純利益			1,564	3.5		2,054	4.5
持分法による投資損益	(注記2-C)		178	0.4		271	0.6
四半期純利益			1,742	3.9		2,325	5.1
非支配持分帰属損益			△24	△0.1		△35	△0.1
当社株主に帰属する 四半期純利益			1,718	3.8		2,290	5.0
普通株式1株当たり情報	(注記2-J)						
当社株主に帰属する四半期純利益							
基本的			12.16円			16.26円	
潜在株式調整後			12.15円			16.24円	

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

		前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
区分	注記番号	金額 (百万円)	
I 四半期純利益			2,866
II その他の包括損益 (税引後)	(注記 2-G)		4,705
為替換算調整勘定			
四半期発生額			△1,487
未実現有価証券評価損益			
四半期発生額		△2,572	△403
再組替調整額		328	167
年金債務調整勘定			
再組替調整額			168
			△3,563
四半期包括損益合計			△697
非支配持分帰属四半期包括損益		△49	△72
当社株主に帰属する四半期包括損益		△746	4,645

【第2四半期連結会計期間】

		前第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
区分	注記番号	金額 (百万円)	
I 四半期純利益			1,742
II その他の包括損益 (税引後)	(注記 2-G)		2,325
為替換算調整勘定			
四半期発生額			△1,960
未実現有価証券評価損益			
四半期発生額		△783	△699
再組替調整額		8	166
年金債務調整勘定			
再組替調整額			84
			△2,651
四半期包括損益合計			△909
非支配持分帰属四半期包括損益		16	△17
当社株主に帰属する四半期包括損益		△893	1,186

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 四半期純利益			2,866		4,705
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整					
(1) 減価償却費		2,264		2,317	
(2) 返品調整引当金及び貸倒引当金(純額)		117		129	
(3) 繰延税金		△160		1,146	
(4) 有形固定資産除売却損益(純額)		△145		38	
(5) 有価証券・投資有価証券売却及び交換損益(純額)	(注記 2-A)	△5		△43	
(6) 有価証券・投資有価証券評価損	(注記 2-A)	1,047		329	
(7) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)		△63		△151	
(8) 資産及び負債の増減					
売掛債権の増加		△2,533		△3,151	
たな卸資産の増加		△29		△886	
その他の流動資産等の減少(△増加)		458		△630	
買掛債務の増加(△減少)		264		△1,028	
退職給付引当金の減少		△215		△388	
その他の負債等の増加		1,275		1,593	
(9) その他		402	2,677	670	△55
営業活動によるキャッシュ・フロー			5,543		4,650
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 定期預金の増加		△920		△518	
2 定期預金の減少		17		1,006	
3 有価証券の売却及び償還収入		929		1,300	
4 有価証券の取得		△483		△1,780	
5 有形固定資産の売却収入		351		222	
6 有形固定資産の取得		△1,405		△1,496	
7 無形固定資産の取得	(注記 2-D)	△396		△293	
8 投資の売却収入		32		15	
9 投資の取得		△276		△96	
10 その他		48		29	
投資活動によるキャッシュ・フロー			△2,103		△1,611
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 短期借入金の純増減額		△1,114		291	
2 長期債務による調達		200		—	
3 長期債務の返済		△53		△35	
4 自己株式の取得		△19		△7	
5 自己株式の売却		276		4	
6 当社株主への配当金支払額	(注記 2-G)	△2,824		△2,817	
7 非支配持分への配当金支払額	(注記 2-G)	△70		△47	
8 その他		—		7	
財務活動によるキャッシュ・フロー			△3,604		△2,604
IV 為替変動による現金及び現金同等物への影響額		△355		△97	
V 現金及び現金同等物の増減額		△519		338	
VI 現金及び現金同等物の期首残高		24,317		26,981	
VII 現金及び現金同等物の四半期末残高		23,798		27,319	

補足情報

現金支払額				
利息			56	45
法人税等			2,133	1,904
現金支出を伴わない投資活動				
株式交換による投資有価証券の取得額			—	126

四半期連結財務諸表に関する注記

1 四半期連結会計方針

A 四半期連結財務諸表作成の基準

(1) 四半期連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。従って我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準による用語、様式及び作成方法（以下「日本における会計原則」という）に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。

(2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資

「日本における会計原則」では、有価証券及び投資は「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債及び持分証券」の規定に準拠して、市場性のある有価証券及び投資を「売却可能有価証券」及び「トレーディング有価証券」に分類しております。「売却可能有価証券」は公正価値により測定し、未実現の保有損益は実現するまで資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。「トレーディング有価証券」は公正価値により測定し、未実現の保有損益は損益に計上しております。市場性のある有価証券の売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。

また、市場性のない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

有価証券及び投資の価値の下落が一時的であるかどうかを下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないと判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。

ロ 土地等圧縮記帳

「日本における会計原則」では、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳しておりますが、「米国会計原則」では圧縮記帳した額は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後、利益剰余金に計上しております。

ハ 長期性資産の減損

「日本における会計原則」では、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書360「有形固定資産」の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

当第2四半期連結累計期間及び会計期間においては、認識すべき減損損失は発生しておりません。

ニ のれん及びその他の無形固定資産

「米国会計原則」では、取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、あるいは減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っております。のれんは主にそれが含まれる事業が属するオペレーティング・セグメント等の報告単位に配分され、減損の判定が行われます。減損の判定に際しては、報告単位の帳簿価額を公正価値と比較しております。のれんが減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

また、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産の減損の判定に際しては、その帳簿価額を公正価値と比較しております。その他の無形固定資産が減損していると判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形固定資産は、主に顧客関係及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

顧客関係	7年
ソフトウェア	5年

ホ 未使用有給休暇

「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書710「報酬」の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払給料及び賞与に計上しております。

へ 退職給付引当金

「日本における会計原則」では、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）を適用しておりますが、「米国会計原則」では、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に規定する金額を計上しております。なお、数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。

一会計期間のすべての清算費用の合計が純期間年金費用の中の勤務費用と利息費用の合計額を超えない場合には、年金債務の清算に係る損益を認識しておりません。

ト 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、米国財務会計基準審議会会計基準書470「負債」の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

チ 新株発行費用

「日本における会計原則」では、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

リ 社債発行費用

「日本における会計原則」では、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、「米国会計原則」では株式に転換した部分に対応する未償却残高を税効果調整後、資本剰余金より控除しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 「日本における会計原則」では、特別損益として表示される固定資産除売却損益及び固定資産減損損失は、四半期連結財務諸表上は営業費用として表示し、投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ 四半期連結損益計算書の下段に普通株式1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益を表示しております。

B 連結の範囲

連結子会社の数は、平成23年3月期及び当第2四半期において、それぞれ47社及び46社であります。

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社の数は、平成23年3月期及び当第2四半期において、いずれも9社であり、当第2四半期連結累計期間における持分法適法関連会社の範囲に変更はありません。

D 子会社の事業年度

(株)ピーチ・ジョン等国内子会社2社の第2四半期決算日は8月31日であり、WACOAL INTERNATIONAL CORP. 他在外子会社26社の第2四半期決算日は6月30日であります。当該四半期決算日の四半期財務諸表を用いて四半期連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の第2四半期決算日と四半期連結決算日である9月30日との差異期間において、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は発生しておりません。

E 会計処理基準

四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した主要な会計処理基準は、「注記1-A-(2) 会計基準上の主要な相違の内容」及び「注記1-A-(3) その他の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

(1) 新会計基準

公正価値の測定と開示

平成22年1月に、米国財務会計基準審議会は公正価値の測定に関する追加的な開示規定を公表しました。この規定では、資産と負債の各区分について、さらに細分化したクラス別の公正価値の開示を要求しております。クラスは通常、連結貸借対照表の資産・負債科目よりも詳細な単位であります。また、レベル1とレベル2の間の振替のうち金額の重要性があるものについて開示を要求しており、レベル3の金額の変動についても、より詳細な開示を要求しております。

この規定はレベル3に関する規定を除き、平成21年12月15日より後に開始する四半期及び連結会計年度より適用されております。また、レベル3に関する規定は平成22年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。当社グループは、平成23年4月1日より開始する第1四半期よりレベル3に関する規定を適用しておりますが、この規定は開示に係る規定であり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありませんでした。

平成23年5月に、米国財務会計基準審議会は、公正価値の測定に関する新たな規定を公表しました。この規定では、米国会計基準と国際財務報告基準の間の一貫性を向上するため、公正価値の測定及び公正価値測定の開示に関する要件の文言を改定しております。また、公正価値の測定及び公正価値測定の開示に関する一部の原則又は要件を改定し、開示要件を拡充しております。この規定は平成23年12月15日より後に開始する四半期及び連結会計年度より適用になります。この規定による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を現在検討しております。

包括損益の表示

平成23年6月に、米国財務会計基準審議会は、包括損益の表示方法の改定に関する規定を公表しました。この規定は、その他の包括損益から当期純利益に再分類される調整項目について、その他の包括損益及び当期純利益の構成要素が表示されている財務諸表において表示することを要求しております。この規定は、その他の包括損益として報告すべき項目の変更や、1株当たり利益の算定又は表示に影響を与えるものではありません。この規定は、平成23年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。この規定は、包括損益の表示方法のみに関連するものであり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

のれんの減損テスト

平成23年9月に、米国財務会計基準審議会は、のれんの表示に関する新たな規定を公表しました。この規定は、のれんの減損テストを実施する際、報告単位の公正価値を算定する前に定性的評価を実施するオプションを新たに設けました。この規定は、のれんの算定又は報告単位への配分方法を変更するものではなく、また、年次でのれんの減損をテストする要求を修正するものではありません。この規定は、平成23年12月15日より後に開始する連結会計年度に実施される年次及び四半期でのれんの減損テストから適用になります。この規定は、のれんの算定を変更するものではないため、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

複数事業主給付制度

平成23年9月に、米国財務会計基準審議会は、複数事業主給付制度に関する新たな規定を公表しました。この規定の目的は、開示項目の透明性を高めることであります。その開示項目とは、(1)事業主が加入する重要な複数事業主制度、(2)当該制度における事業主の加入の程度、(3)当該制度の財務的健全性、(4)当該制度に対する事業主の関与の性質、であります。当開示要求は複合事業主制度の加入する事業体には適用されません。この規定は、平成23年12月15日より後に終了する連結会計年度から適用になります。この規定は開示に係る規定であり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

(2) 表示方法の変更

当第2四半期の表示方法に一致させるため、過年度の連結財務諸表の一部について組替を行っております。

なお、平成23年3月期の有価証券報告書に記載の会計処理基準から変更はありません。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 有価証券及び投資

売却可能有価証券

売却可能有価証券は負債証券及び市場性のある持分証券で構成されており、平成23年3月31日及び平成23年9月30日時点の市場における公表価格に基づいて評価しております。平成23年3月31日及び平成23年9月30日における売却可能有価証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

平成23年3月31日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	510	3	—	513
社債	1,300	4	27	1,277
投資信託	2,657	117	2	2,772
計	4,467	124	29	4,562
投資				
株式	22,165	7,488	516	29,137
計	22,165	7,488	516	29,137

平成23年9月30日				
	取得原価 (百万円)	総未実現利益 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)
有価証券				
国債・地方債	10	0	—	10
社債	2,000	2	79	1,923
投資信託	2,657	78	76	2,659
計	4,667	80	155	4,592
投資				
株式	21,898	7,296	562	28,632
計	21,898	7,296	562	28,632

平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、公正価値が帳簿価額を下回っている期間が12ヶ月以上の売却可能有価証券はありません。公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月未満の売却可能有価証券の公正価値及び未実現損失は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日		平成23年9月30日	
	公正価値 (百万円)	総未実現損失 (百万円)	公正価値 (百万円)	総未実現損失 (百万円)
有価証券				
社債	673	27	1,121	79
投資信託	9	2	646	76
計	682	29	1,767	155
投資				
株式	6,009	516	4,280	562
計	6,009	516	4,280	562

売却可能有価証券の未実現損失は、主として連結会計年度末における日本の株式市場の全般的な下落によるものであります。当社グループは公正価値が帳簿価額を下回っている期間や下落の程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思と能力を含めた基準により、一時的でない減損が発生しているかどうかを判断しております。上記の未実現損失が生じている売却可能有価証券のうち、当社の減損の認識基準に該当するものではありません。したがって、平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、未実現損失が生じている売却可能有価証券のうち、一時的でない減損が発生しているものはないと判断しております。

平成23年9月30日において、売却可能有価証券として区分された負債証券及び投資信託の満期情報は以下のとおりであります。なお、償還期限のない売却可能有価証券は含んでおりません。

	平成23年9月30日	
	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1年以内	798	806
5年以内	2,004	1,917
10年以内	700	668
計	3,502	3,391

売却可能有価証券の売却収入額は、前第2四半期連結累計期間及び会計期間において、いずれも20百万円であり、当第2四半期連結累計期間及び会計期間においてはいずれも発生しておりません。総実現利益及び総実現損失は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、いずれも発生しておりません。

株式交換においては、交換された株式をその公正価値で評価し、投資有価証券交換益を認識しております。投資有価証券交換益は、前第2四半期連結累計期間において発生しておらず、当第2四半期連結累計期間において40百万円であります。前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、いずれも発生しておりません。

公正価値の下落が一時的でない判断された売却可能有価証券の評価損は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間において、それぞれ1,042百万円及び321百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、それぞれ87百万円及び279百万円であります。

トレーディング有価証券

米国の子会社は投資信託から構成されるトレーディング有価証券を平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、それぞれ257百万円及び357百万円計上しており、これらは有価証券に区分されております。トレーディング有価証券に関連するトレーディング損益は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間において、純額でそれぞれ46百万円の損失及び24百万円の利益であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、純額でそれぞれ46百万円の損失及び8百万円の利益であります。これらのトレーディング損益はその他の損益に計上しております。

また、米国の子会社は、非適格報酬繰延制度を採用し、投資信託契約を行っております。これに伴い、いくつかの投資信託から構成される投資が、平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、それぞれ92百万円及び96百万円計上されております。トレーディング有価証券に関連するトレーディング損益は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間において、純額でそれぞれ7百万円の損失及び5百万円の利益であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、純額でそれぞれ11百万円の損失及び0百万円の利益であります。これらのトレーディング損益はその他の損益に計上しております。

市場性のない有価証券

市場性のない有価証券への投資は、公正価値を容易に算定することができないため取得原価で計上しており、平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、それぞれ合計で3,443百万円及び3,489百万円となります。これらの投資については、毎年あるいは必要となる事象が生じた場合に、一時的でない減損についての判定を行っております。市場性のない有価証券の評価損は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間において、それぞれ5百万円及び8百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間において、いずれも発生しておりません。市場性のない有価証券の売却収入額は、前第2四半期連結累計期間及び会計期間において、いずれも発生しておらず、当第2四半期連結累計期間及び会計期間において、いずれも3百万円であります。それにより、当第2四半期連結累計期間及び会計期間において、総実現利益がいずれも3百万円発生しております。

B たな卸資産

平成23年3月31日及び平成23年9月30日におけるたな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成23年9月30日
製品及び商品	26,576百万円	27,962百万円
仕掛品	3,300	2,870
原材料	1,080	1,010
計	30,956	31,842

C 関連会社投資

投資先に対して、支配はしていないが重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っております。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループは20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしております。この要件を満たす投資先については、連結財務諸表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っております。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しております。

平成23年3月31日及び平成23年9月30日における主要な関連会社とその持分比率は次のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成23年9月30日
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	34%	34%
株新栄ワコール	25	25
INDONESIA WACOAL CO., LTD.	42	42
台湾華歌爾股份有限公司	50	50
株ハウス オブ ローゼ	20	20

平成23年3月31日及び平成23年9月30日における、関連会社に対する投資のうち市場性のある株式の連結貸借対照表計上額及び公正価額の合計は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成23年9月30日
連結貸借対照表計上額	8,766百万円	9,077百万円
公正価額	7,735	6,949

D のれん及びその他の無形固定資産

当第2四半期連結累計期間に取得した無形固定資産は293百万円であり、すべてソフトウェアであります。平成23年3月31日及び平成23年9月30日における、のれんを除く無形固定資産は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日		平成23年9月30日	
	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額
償却対象				
顧客関係	3,361百万円	2,636百万円	3,361百万円	2,727百万円
ソフトウェア	7,517	3,655	7,753	4,165
その他	1,294	413	1,265	417
計	12,172	6,704	12,379	7,309
非償却対象				
商標権	5,316	559	5,316	559
その他	100	—	100	—
計	5,416	559	5,416	559

当第2四半期連結累計期間において、のれんの帳簿価額に変動はありませんでした。

E 短期借入金及び長期債務

平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、一部の子会社が担保に供している資産は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成23年9月30日
	帳簿価額	帳簿価額
土地	803百万円	803百万円
建物	460	444
計	1,263	1,247

平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、これらの担保に供している資産に対応する債務は以下のとおりであります。

	平成23年3月31日	平成23年9月30日
短期借入金（1年以内返済予定長期借入金含む）	563百万円	44百万円
長期債務（長期借入金）	13	—
計	576	44

上記以外の借入金については担保を提供しておりません。

F 退職金及び退職年金

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における、純期間年金費用は以下の項目から構成されております。

	前第2四半期 連結累計期間	当第2四半期 連結累計期間
勤務費用	427百万円	438百万円
利息費用	356	363
年金資産の長期期待運用収益	△379	△378
数理差異及び過去勤務債務の償却額	284	255
純期間年金費用	688	678
	前第2四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間
勤務費用	212百万円	201百万円
利息費用	178	182
年金資産の長期期待運用収益	△190	△189
数理差異及び過去勤務債務の償却額	142	127
純期間年金費用	342	321

当第2四半期連結累計期間において、子会社数社は複数事業主制度に加入しており、それらの子会社の制度脱退の蓋然性を検討した結果、一部の子会社につき、脱退に伴う一時金見込額774百万円を引き当てております。

G 資本

前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における、四半期連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本合計の帳簿価額の変動は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	171,630百万円	1,923百万円	173,553百万円
当社株主への現金配当	△2,824	—	△2,824
非支配持分への現金配当	—	△70	△70
自己株式の取得	△19	—	△19
自己株式の売却	291	—	291
その他	12	—	12
包括損益			
四半期純利益	2,782	84	2,866
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	△1,456	△31	△1,487
未実現有価証券評価損益	△2,240	△4	△2,244
年金債務調整勘定	168	—	168
四半期包括損益合計	△746	49	△697
四半期末残高	168,344	1,902	170,246

当第2四半期連結累計期間

	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	166,967百万円	1,900百万円	168,867百万円
当社株主への現金配当	△2,817	—	△2,817
非支配持分への現金配当	—	△47	△47
自己株式の取得	△7	—	△7
自己株式の売却	4	—	4
その他	29	—	29
包括損益			
四半期純利益	4,626	79	4,705
その他の包括損益（税引後）			
為替換算調整勘定	103	△6	97
未実現有価証券評価損益	△235	△1	△236
年金債務調整勘定	151	—	151
四半期包括損益合計	4,645	72	4,717
四半期末残高	168,821	1,925	170,746

H 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、売上原価、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間の研究開発費計上額は、それぞれ405百万円及び411百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間の研究開発費計上額は、それぞれ194百万円及び195百万円であります。

I 株式報酬制度

当社は、当社及び当社子会社である㈱ワコールの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式1,000株の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコールの取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過する日、又は付与日から20年を経過する日のいずれか早く到来する日までの間行使可能であります。

なお、当期に付与した公正価値の見積りには、ブラック・ショールズ・オプション価格算定モデルを用いており、その見積りに使用した基礎数値は次のとおりであります。見積り配当率は、当社の過去1年間の実績配当金に基づいております。見積りボラティリティは、当社の見積り権利行使期間に対応した過去の日次株価のボラティリティに基づいております。リスク・フリー利子率は、見積り権利行使期間に対応した日本国債の利率に基づいております。見積り権利行使期間は、対象となる取締役が内規で定められた退職年齢まで取締役として勤務し、地位喪失と同時に権利行使すると仮定した場合の全取締役の平均残存勤務期間に基づいております。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
公正価値見積りの基礎数値		
見積り配当率	1.7%	2.1%
見積りボラティリティ	31.5%	31.6%
リスク・フリー利子率	0.2%	0.3%
見積り権利行使期間	3.6年	3.8年

当第2四半期連結累計期間のストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	148,000	1		
当期付与	69,000	—		
当期権利行使	6,000	1		
当期失効	—	—		
第2四半期末現在未行使残高	211,000	1	17.9	209
第2四半期末現在行使可能残高	9,000	1	3.3	9

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間においては、それぞれ25百万円及び29百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間においては、それぞれ16百万円及び20百万円であります。

当第2四半期連結累計期間において付与されたストックオプションの1株当たりの公正価値は、878円であります。

平成23年9月30日現在で、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は41百万円であり、この費用は今後0.7年にわたって認識される予定です。

J 1株当たり情報

1株当たりの当社株主に帰属する四半期純利益は、社外流通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出されております。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
純利益 (分子)		
当社株主に帰属する四半期純利益	2,782百万円	4,626百万円
株式数 (分母)		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	141,247,104株	140,848,930株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	101,795	148,389
希薄化後の1株当たり純利益算定のための平均株式数	141,348,899	140,997,319
	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
純利益 (分子)		
当社株主に帰属する四半期純利益	1,718百万円	2,290百万円
株式数 (分母)		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	141,296,877株	140,850,466株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	105,793	153,332
希薄化後の1株当たり純利益算定のための平均株式数	141,402,670	141,003,798

K 金融商品

公正価値

平成23年 3月31日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	4,819百万円	4,819百万円
投資（注記2-A）	29,229	29,229
為替予約	24	24
資産合計	34,072	34,072
負債		
為替予約	△49	△49
長期借入金（一年以内返済予定含む）	△276	△276
負債合計	△325	△325

平成23年 9月30日

	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券（注記2-A）	4,949百万円	4,949百万円
投資（注記2-A）	28,728	28,728
為替予約	0	0
資産合計	33,677	33,677
負債		
為替予約	△163	△163
長期借入金（一年以内返済予定含む）	△244	△244
負債合計	△407	△407

その他の金融商品は、残存期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。

為替予約

当社グループは、外国為替の変動に伴うリスクにさらされており、これらのリスクを管理するために為替予約契約を使用しております。これらの為替予約契約をヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は当期の損益として計上しております。

長期債務

当社グループの長期債務の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

見積りの使用

公正価値の見積りは、関連する市場や金融商品についての情報をもとに、特定の時点において行われております。これらの見積りは当社が実施しており、不確実性と見積りに係る当社の重要な判断を含んでいるため、精緻に計算することはできません。前提条件の変更により、当該見積りに重要な影響を与える可能性があります。

リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれております。

L 公正価値の測定

米国財務会計基準審議会会計基準書820「公正価値による測定及び開示」は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、又は負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル1・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル2・・・レベル1に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプット
- ・レベル3・・・観察不能なインプット

平成23年3月31日及び平成23年9月30日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

平成23年 3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
国債	503百万円	－百万円	－百万円	503百万円
地方債	－	10	－	10
社債	－	1,277	－	1,277
投資信託	257	2,772	－	3,029
小計	760	4,059	－	4,819
投資				
株式	29,137	－	－	29,137
投資信託	92	－	－	92
小計	29,229	－	－	29,229
金融派生商品				
為替予約	－	24	－	24
資産合計	29,989	4,083	－	34,072
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△49	－	△49
平成23年 9月30日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
地方債	－百万円	10百万円	－百万円	10百万円
社債	－	1,923	－	1,923
投資信託	357	2,659	－	3,016
小計	357	4,592	－	4,949
投資				
株式	28,632	－	－	28,632
投資信託	96	－	－	96
小計	28,728	－	－	28,728
金融派生商品				
為替予約	－	0	－	0
資産合計	29,085	4,592	－	33,677
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	△163	－	△163

有価証券及び投資のうちレベル1に区分されるものは、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。また、レベル2に区分される債券については、活発でない市場における同一商品の公表価格、投資信託については、これを構成する商品と同一商品の活発な市場又は活発でない市場における公表価格をもとにした金融機関の評価を使用しております。「注記2-A 有価証券及び投資」に記載のとおり、有価証券及び投資の公正価値の下落が一時的でないと判断された場合に、評価損を計上しております。

レベル2の金融派生商品は、主に為替予約であり、金融機関等の取引相手方から入手した時価により評価しております。当社が保有する為替予約についてはヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は損益として計上しております。前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間における評価損は、それぞれ196百万円及び138百万円であり、前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における評価損は、それぞれ104百万円及び96百万円であり、その他の損益として計上しております。また当社は、連結貸借対照表上、金融派生商品を公正価値で評価した金額を計上しており、平成23年3月期及び当第2四半期においては、その他の流動資産にそれぞれ24百万円及び0百万円、その他の流動負債にそれぞれ49百万円及び163百万円計上しております。

M 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	2,817	20.00	平成23年3月31日	平成23年6月6日	利益剰余金

N セグメント情報

会計基準書280は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しており、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定や業績評価を行うために区分した企業の構成単位に関する情報を開示することを要求しております。当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）、ピーチ・ジョン事業及びその他であります。各報告セグメントで採用されている会計方針は、「注記1 四半期連結会計方針」に記載されているものと同様であります。

なお、前連結会計年度において、量的基準の判定を行った結果、それまで報告セグメントとしていた七彩事業については、基準を満たさなかったため、その他のセグメントに含めております。当該変更に伴い、前第2四半期連結累計期間及び前第2四半期連結会計期間のオペレーティング・セグメント情報は、それぞれ当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間のセグメントの区分に合わせて表示しております。

オペレーティング・セグメント情報

前第2四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	57,947	10,567	6,081	11,289	85,884	—	85,884
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,131	3,019	17	2,144	6,311	(6,311)	—
計	59,078	13,586	6,098	13,433	92,195	(6,311)	85,884
営業利益（△損失）	5,032	1,169	△265	217	6,153	—	6,153

当第2四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	59,761	11,163	6,204	10,691	87,819	—	87,819
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,568	3,061	89	2,820	7,538	(7,538)	—
計	61,329	14,224	6,293	13,511	95,357	(7,538)	87,819
営業利益	6,169	1,150	171	631	8,121	—	8,121

前第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	30,419	5,314	3,058	6,104	44,895	—	44,895
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	446	1,526	7	1,081	3,060	(3,060)	—
計	30,865	6,840	3,065	7,185	47,955	(3,060)	44,895
営業利益（△損失）	3,032	526	△67	161	3,652	—	3,652

当第2四半期連結会計期間（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	31,209	5,711	3,455	5,599	45,974	—	45,974
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	771	1,594	50	1,582	3,997	(3,997)	—
計	31,980	7,305	3,505	7,181	49,971	(3,997)	45,974
営業利益	3,351	613	227	409	4,600	—	4,600

(注) 各事業の主な製品

ワコール事業（国内）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ワコール事業（海外）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ピーチ・ジョン事業……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

その他……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

○ 後発事象

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成23年11月14日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大西 康弘	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下井田晶代	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表に関する注記1参照）に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。